

【清水町】
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	588 人	562 人	519 人	483 人	462 人
② 予備機含む 整備上限台数	676 台	646 台	596 台	555 台	531 台
③ 整備台数 (予備機除く)	0 台	0 台	519 台	0 台	0 台
④ ③のうち 基金事業によるもの	0 台	0 台	519 台	0 台	0 台
⑤ 累積更新率	0%	0%	100%	100%	100%
⑥ 予備機整備台数	0 台	0 台	77 台	0 台	0 台
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0 台	0 台	77 台	0 台	0 台
⑧ 予備機整備率	0%	0%	15%	0%	0%

※①～⑧は未到達年度等にあつては推定値を記入。

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和 2 年度に整備した 1 人 1 台端末(教師用含む全 725 台)は、令和 7 年度末で納品から 5 年経過することから、令和 8 年度中に更新する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：725 台

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 : 35 台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者にて再使用・再資源化を委託 : 690 台

○端末のデータの消去方法

- ・自治体の職員が行う

・処分事業者へ委託する

○スケジュール(予定)

令和 8 年 1 2 月 新規購入端末の使用開始

令和 9 年 5 月 処分事業者 選定

令和 9 年 6 月 使用済端末の事業者への引き渡し